

## (第十七章)

束縛と解脱が本性として有ることを否定する>束縛と解脱が本性として有ることの理由を否定する>章の著述を説く>

[反論]<sup>1</sup>

ここに言う。「『事物や無事物であるの見解すれば、輪廻は不合理である。(何故ならば) 恒常と断滅の過失である背理となる故である。』と説いたことは適正ではない。何故かといえ、業<sup>2</sup>と果として関係する故である。

反論>善・不善の構成> [心の善・不善の構成]

業は何かといえ、

我自身を善く律することと、  
 他を利益する慈愛心であるもの。  
 それが法であり、それは今生と他の生において、  
 諸果の種子である。 1

『我自身を善く律する』とは、我性を善く律することである。『他を利益する』とは、他の者達を利益することである。『慈愛心』とは、近親者へ起こる—『関わったことより起こった』という主旨である。あるいは『慈愛心』とは『優しさそのもの一心を滑らかにする』という主旨であり、それは自利の縁(条件)である。

我自身を良く律することと、他者を利益することと、慈愛の心であるそれが『法』である。まさしくそれが諸果の種子であり、これ(今生)と他(の転生)での諸果の因である。このように世尊も、

『慈愛を修したならば人の功德があり、諸人が好むとなるだろう。』  
 と詳細に御言葉を賜れた。

善・不善の構成>業の分類の構成> [要約して示す]

三様相である業も、法である故である。思とは種子であると示され、身体と言葉の二つはそれに頼る故である。このように、世尊も、

『意とは法の前を行く』  
 という韻文を説かれた。

<sup>1</sup> [反論]: 対論者の主張。[返答]の前までが全て対論者の主張となる。

<sup>2</sup> 業: 動機をもって為された行為・心的作用。学派によって有形か無形に主張が分かれる。無形であると主張する場合、一時的な心的作用であるとする。

最高の仙が、諸業とは、  
 思と思已であると説かれた。  
 それらの業の差別は、  
 様相として多く、尽く掲げられた。 2

最高の仙である世尊が、諸業をこのように要約したことより二様相の業を説かれた。『種子となった思<sup>3</sup>』と、『後時に開始するものである思已<sup>4</sup>』である。それら二様相の業の差別も多くの様相があると、世尊がそれやそれと、そのように多くの様相として尽く掲げ、示された。

業の分類の構成 > 詳細に説く > [二業を三業に分類する]

そこで、「思である」と  
 説かれた業は、心意のものと主張する。  
 「思已である」と説かれた  
 業は、身体と言葉のものである。 3

そこで、『思である』と説かれた業は、心意のものであると主張する。『思已である』と説かれた業は、心が『これをしよう』と思い説かれて、身体か言葉のその行為は、身体と言葉のものであり、(動機として) 思わずに為したことはない。

詳細に説く > [三業を七業に分類する]

言葉と、動作と、不捨の  
 不表というものと、  
 捨の不表と、  
 他にもその如く主張する。 4  
 享受より起こった福德と、  
 福德でないものもその如くである。  
 思と、七つの法を  
 業であると顕かに主張する。 5

そこで、『言葉』とは、文字が明らかに述べられることである。『動作』とは

3 思：思業<sup>しごう</sup>。心で「思う」働き。言葉と身体で実際に行う前の心の働き。

4 思已：思已業<sup>しごう</sup>。思い(動機)を経過した、言葉と身体によって顕現した働き。行い。

身体を動かすことで、その二つとも業の力に準じた故に、業の道に結ばれ、ここでも業として数えられたのであると捉えたまえ。

『不捨<sup>5</sup>の無表<sup>6</sup>』とは、『〈この不善の業〉というものを身体か言葉で為そう。』と思う不善の心を完全に起こしたそれ以降、その不善を身体か言葉の何かで為さなかったとしても、不善の心を完全に起こしたという因より起こったのみの諸不善が生じるとなるものであり、それらは『不捨の無表』という名を得る。

他の『捨<sup>7</sup>の無表』というものもその如く主張し、『〈この善業〉というものを身体か言葉によって為そう。』と思う善の心を完全に起こしたそれ以降、その善を身体か言葉によって為さなかったとしても、善の心を完全に起こしたという因より起こったのみの諸善が生じるとなることであり、それらは『捨の無表』という名を得る。

『享受より起こった福德』とは、完全に享受する因より福德が起こったことであり、『因より起こった』とは、後続することや、後に続いて関係することや、継続が発展することであり、福德そのものである。享受（使用）より起こった福德でないものも、同様のあり方である。

『思』とは、顕現して働く心である。

そのように、それら多くの様相を持つ業も、言葉等の諸法に収められたので、まさしくそれ故に、言葉等のそれら七つの法は業として顕かであり、業という名を持ち、業の諸定義であると主張するのである。

そのように、それら七様相の業は果と関係する故に、輪廻も合理となるが、恒常と断滅の過失ともならない。

反論>それにおいて恒常と断滅を排斥する方法> [論難を挙げる]

説く。もし、業そのものが恒常と断滅の過失の背理とならないならば、それも過失とならぬものであるが、(恒常と断滅の) 過失ともなるので、それ故に諸業そのものも不合理であり、業と果としての関係も不合理である。それは如何様にといえば、

もし、熟す時まで  
留まるならば、その業は恒常となる。

<sup>5</sup> 不捨：捨てないこと。不善。悪行を捨てないこと。

<sup>6</sup> 無表：毘婆沙部の設ける形あるものの分類の一つ。「知らしめるのでないもの」の原義で、善・不善と感覚器官で直接知ることのできないもの。例えば悪行を控える戒律や、悪行を生業にすると誓うこと等。眼で見たり、耳で聞くことはないけれど、物理的に悪行を為すことを抑え、或いは悪行を推進するので「見ることのできない形あるもの」とする。

<sup>7</sup> 捨：捨て去ること。善。悪行を捨てること。

先ず、仮に業が熟す時まで留まるが如く、他の時間にも留まるとなるので、恒常となる。恒常が合理であるものが、如何様に異熟<sup>8</sup>するとなろうか。もし『その過失となつてはいけない。』と思ひ、『業とは刹那滅であり、刹那滅である故に滅した。』と思えば、それに説こう。

もし滅したならば、滅したものが、  
如何様に果を生じさせようか。 6

もし、業は刹那滅である故に、滅して失壞したのであれば、それが如何様に果を生じさせるとなろうか。もし無い業でも果を生じさせるとなるならば、稲の花でも衣に香を染ませることになろうが、(香が) 無い故に、染ませることをしない。従つてそう見れば、滅した諸業によつても果を生じさせるとはならない。そう見るので、諸業は恒常と断滅の過失である背理となる故に、諸業そのものも不合理であれば、業と果として関係するに合理であると、何処でなろうか。

それにおいて恒常と断滅を排斥する方法>それを排斥する方法>継続性を承認して恒常と断滅を排斥する>恒常と断滅の斥け方・本義> [例を挙げる]

ここで言う。『業と果として関係することは、全く合理である。何故かといえは、継続する流れにおいて果が成立する故であり、このように例えば、

芽等の継続であるものは、  
種子より顕現して起こる。  
それより果が (起こる)。種子が、  
無ければ、それも起こるとはならない。 7  
何故ならば、種子より継続と、  
継続より果が起こるとなり、  
種子は果に先行する。  
それ故に断滅ではなく、恒常ではない。 8

ここで種子とは、生じさせて滅す芽の因である。芽等の継続であるものは種子より顕現して起こり、その継続より果が顕現して起こる。種子が無ければ芽等のその継続も顕現して起こるとならない。何故ならば、種子より継続が顕現して起こるが、因より果が顕現して起こるとなり、種子は果の前に行く故に、

<sup>8</sup> 異熟<sup>いじよく</sup> : 前世での果が、転生した来世以降の異なつた生で熟し、顕現すること。

断滅と恒常ではない。何故ならば、種子は一切の様相において断滅して継続として起こるのではなく、継続は後に続く故に、断滅ではない。しかし、何故ならば種子は滅し、確実に留まらない故に、恒常でもない。

恒常と断滅の斥け方・本義 > [意味を当てる]

それに見られる如く、

心の継続であるものは、  
思より顕現して起こるとなる。  
それより果が生じる。思が、  
無ければ、それも起こるとはならない。 9  
何故ならば、思より継続が、  
継続より果が起こるとなり、  
業は果に先行する。  
それ故に断滅ではなく、恒常ではない。 10

心の継続であるものは、滅しつつある、業であると述べられるその思（志向作用）から顕現して起こり、その因より果が顕現して起こる。思が無ければ、その心の継続も顕現して起こるとはならない。何故ならば、業であると述べられた思（志向作用）より心の継続が顕現して起こるが、心の継続より果が顕現して起こることになり、その業は果に先行する故に、断滅と恒常ではない。何故ならば、滅しつつある思から心の継続が起こるが、思は一切の様相において滅すとならない故に断滅ではない。しかし、何故ならば思は滅し、確かに留まらない故に、恒常でもない。それ故に、そのように継続性によって果が成立するので、輪廻も合理でありながら恒常と断滅の過失である背理ともならない。

継続性を承認して恒常と断滅を排斥する > [十業道を果と共に把握する]

また他にも、

法を成就する諸方便は、  
白い方向の十道であり、  
法の果は、今生と他の生での  
欲界の五様相の功德である。 11

ここで、世尊が法を成就する方便とは、十善業の諸道であると示されたが、その果も、これや他に欲す五つの功德であると示された。

そこでもし、諸業と果に関係が無いとなれば、法を成就する方便を示されたことも不合理であるが、法の果を示したことも不合理なことである。しかし、世尊がその二つとも示されたので、それ故に業と果として関係することは、有るのみである。』

それを排斥する方法>不失法を承認して恒常と断滅を排斥する> [他部の返答を排斥する]

他者が言う。

もし、その恒常となれば、  
多くの大きな過失となろう。  
そう見るので、その恒常は  
ここでは合理とはならない。 12

もし、『種子と芽の（物質的）継続が関係する如く、業と果として関係することになる。』と君がそのような恒常に（考察すると）すれば、そう見れば大きな酷い過失が多く起こるとなるだろう。

それについて何とでも言うことはできようが、ただ例のみを述べよう。ここで、種子と同種の芽である継続が起こるとなるので、そう見ればマンゴーの木の種類よりまさしくマンゴーが生え、コウモリカズラの木は生えないが、コウモリカズラの木の種類よりもまさしくコウモリカズラは生えるけれどマンゴーの木は生えない。それ故に、マンゴーの木よりもマンゴーの果のみが生じコウモリカズラの果は生じないが、コウモリカズラの木よりもまさしくコウモリカズラの果が生じマンゴーの木の果は生じないので、そう見れば、種子に類似する（物質的）継続は起こるが、類似しないものは起こらない。

もし、心の継続が関係するものより果が起こることも、それと似たものとなれば、人の心からも人の継続のみが起こり、天の心からも天の継続のみが起こり、畜生の心からも畜生の継続のみが起こることになる。そのようになれば、衆生は交じりあうことが無いので、一切の努力はまさしく無意味となり、それにおいて大きな悪質な過失が多く起こるとなるので、それは主張しない。

善と不善や、有覆<sup>9</sup>と無覆<sup>10</sup>の無記<sup>11</sup>の分類よりまさしく多様な心へ変化し、まさしく多様な心よりまさしく多様な（心の）継続となる。まさしく多様な（心

<sup>9</sup> 有覆：修行道を覆い妨げるもの。有覆無記の例は我執。六道輪廻全てに行渡り、天界にも地獄にもあるので善・不善何れでもなく、解脱を得る妨げになる為。

<sup>10</sup> 無覆：修行道を覆い妨げないもの。無覆無記の例は阿頼耶識。異熟の果である故に善・不善何れでもなく、純粋な意識の継続は修行道の妨げとならない為。

<sup>11</sup> 無記：善でも不善でもないもの。仏が善とも不善とも説かず、記されていないもの。

の) 継続よりまさしく多様な業へ、まさしく多様な業より衆生や種姓や(父系の) 血族や境や身体や根や色や形や力や心等が別となるのであるが、それもこの恒常性によって不合理となるので、それ故に多くの大きな過失の背理となるので、その考察はここで合理ではない。

不失法を承認して恒常と断滅を排斥する>自部の返答をする> [要約して示す]

ならば、どのようであれば合理であるかといえば、

諸仏や独覚や、  
声聞方が説かれた  
恒常であるものはここで合理となる。  
それを良く述べよう。 13

それも何かといえば、

斯くも借金の借用証のように、  
そのように業と不失法<sup>12</sup>。

ここで、業とは刹那滅であり、その一刹那の業の『不失法』という刹那滅ではない法(現象)が生じ、借金がそうであるように業を考えるべきであるが、借用証がそうであるように、その不失法を考えたまえ。

そこで、例えば貸した財物は使われても借用証があるので、その財物の所有者の財は失われず、利息と共に返済されるとなるが如く、刹那滅の業が既に滅したとしても、その因より起こった不失法が生じることが有るので、行為者の業の果は失われず巡り来ることになる。

斯くも、財の所有者が財を後に取り戻して、果を既に使用したならば、借用証が有ろうと再々財を引き出すことができないように、行為者が果を経験してしまえば不失法も再々果を生じさせることはできず、

自部の返答をする>詳細に説く> [界の分類と本性]

それは界より四様相である。

その不失法は、界より四様相となり、欲界に結ばれたものと、色界に結ばれ

<sup>12</sup> 不失法: チベット語直訳では「無駄にならないもの」。業を積んだ後に業自体は刹那滅で滅しても、業の影響力を無駄にせず保つ潜在的な実在。

たものと、無色界に結ばれたものと、無漏である。

それも本性は無記である。 14

それも本性として、善や不善と経証に示されていない（無記）である。

詳細に説く > [如何なる所断か]

捨て去ることによって捨て去られるのではない。  
修習されることによって捨て去られるものでもある。

それは、苦と集と滅と道<sup>13</sup>に関わる見所断<sup>14</sup>を捨て去ることによって捨て去られるのではなく、それは他の果へ移行して、修道によって捨て去られるもの（修所断<sup>15</sup>）である。

それ故に不失法によって、  
業の果が生じさせられるとなる。 15

そのように、何故ならば、それは苦等の見所断を捨て去ることによって捨て去られるのではない故に、果を既に得たとしても不失法によって諸業の果は生じさせられるのみとなる。

もし、捨て去ることによって捨て去られ、  
業の移行に合致するとなれば、  
そこでは、業が壊れる等の  
諸々の過失の背理となる。 16

もしそれが、見所断である苦等を捨て去ることや、業の移行と同種のものであるとなれば、そう見れば見所断である苦等の如く、または業の如く、それも捨て去るとなるので、そこでは業が壊れる等の諸々の過失として背理となるだろう。このように、凡夫<sup>16</sup>が見所断である苦等の粗密（煩惱等）を捨て去ったな

13 苦と…と道：四聖諦（釈尊が説かれた四の聖なる真実）の苦諦・集諦・滅諦・道諦。

14 見所断：見道によって捨て去られるもの。毘婆沙部の定める見所断は、四諦十六相に関わって設けられる。

15 修所断：修道によって捨て去られるもの。

16 凡夫：見道以上の聖者道を得ていない者。見道は真実を直覚する第一瞬目から始まる。

らば、他の『凡夫の業』であるそれらも捨て去ったことになる。そうでなければ、見道を得た者も凡夫の業を具えることになり、見道を得た者が凡夫の業を具えるとなることも主張しない。そこでここでは、それらの業は既に捨て去られたとしても、不失法によってそれらの業の異熟は完全に保持されて留まるので、それ故に、見道を得た者は凡夫の業を具えるのでもないが、諸業はまさしく無駄に失ったともならない。(何故ならば) 異熟として有る故である。

そう見るので、その者の見所断である苦等を捨て去ることで、業の如く捨て去られるものではなく、果が他へと移行したならば捨て去ることになる。

欲界に結ばれた不失法は、欲界より正しく超越したことによって捨て去るが、色界と無色界に結ばれたものも色界と無色界より正しく超越したことによって捨て去る。

詳細に説く > [生じ方]

同界の業は、同部分と、  
 不同部分一切の  
 それが結生する時、  
 一つだけ生じるとなる。 17

その時ここにそれぞれより生じた、等しい界の業の同部分・不同部分一切の不失法は、結生<sup>17</sup>する時にそれら一切が滅すとしても、一つだけが生じるとなる。

今生において業と業の  
 二様相一切の、  
 それは、別に生じることになり、  
 異熟しても留まるのである。 18

今生においては、それぞれの業と業である思業と思已業と、善と不善の二様相一切の不失法であるものは、別々に生じることになる。尽く熟した(異熟した)としても留まるのであり、それは業が異熟する因によって滅すように、确实そのものではない。業は異熟しようとも、万が一散乱が起こらぬ限りに留まり、散乱したならば滅す。それは留まるとなっても再び果を生じさせることはできず、確実に返済されている借用証の如くである。

<sup>17</sup> 結生<sup>けつせい</sup>：次の生と結びつくこと。チベット語では「入胎」と同じであるが、入胎は胎生の場合、結生はそれ以外の生(変化生、又は身体を持たない意識体として生まれる場合等)を得る場合である。

詳細に説く> [滅し方]

それは果が移行することと、  
死んだとなれば滅すとなる。  
その分類は無漏と、  
有漏であると知りたまえ。 19

その業の不失法の滅とは二様相であると確実であり、果が移行したことと、  
(不失法を具える者の) 死である。そこで果が移行したとは、

『修道によって捨て去られる』<sup>18</sup>

と示されたものである。死して滅すことは、

『結生する時、一つだけ生じることになる。』<sup>19</sup>

と示されたのである。

その(不失法の) それ(滅)も分類すれば二様相であるとするべきであり、  
無漏と有漏の業の差別によってである。

自部の返答をする> [意味を要約して恒常と断滅を斥ける]

それ故に、そのように諸業はまさしく刹那滅であるけれども、不失法が完全に保持するので果と関係することになる。果と関係することも、業の分類に従って諸々の別の衆生や種姓や骨や境や時間として、諸々の別の身体や根や色や形や力や心等によって、様々な対象における楽と、苦しみを経験することになる。それ故に、

空性と断滅でないことと、  
輪廻は恒常ではない。  
諸業は失われない法(現象)であると、  
仏陀が示されたのである。 20

そのように、何故ならば、業と果として関係することは、存在等が別であることによって様々な時点であるとなるが、様々な時点であろうともまさしくそれ(自性)か、まさしく他(他性)であると述べられるものではない故に、自性は確実に留まらず、述べられるものではないので、空性も合理である。空性であろうとも断滅の過失の背理ともならない。輪廻も合理である。輪廻は有ろうとも恒常の過失の背理ともならない。有情達の業と異熟が現前(直接知覚の対象)となった仏陀世尊が、諸業の不失法を示されたことも合理である。

<sup>18</sup> 「修道…られる」:『根本中論』第 17 章 15 偈 2 行目。

<sup>19</sup> 「結生…になる」:『根本中論』第 17 章 17 偈後 2 行。

そう見るので、まさしくその考察がここで合理であり、芽の因より果が成立する如く業の果が成立すると考えることは、合理ではない。」

章の著述を説く > 返答 > [業に本性が無いので、恒常と断滅は無い]

説く。何？君は尋香<sup>20</sup>の都の外柵を作り直したので怒っているのか？君は業が不合理でありながら業の果の為に論争している。このように、もし君が、業を自性として僅かにも良く論立させたとなれば、然れば存在するその業は(質的)継続が関係することによってか、不失法によって果と関係すると思惟することも正しいとなるかもしれないが、業そのものが自性として不合理である時、礎の無いこの思索によって何をしようか。

言う。「業は如何様に不合理であるか。」

説く。このように、

何故ならば、業は生じることが無い。

何故ならば、業にまさしく生じることが無い故に不合理であり、このように、生じていなければ、如何様に合理となろうか。

言う。「何故業は生じることが無いのか。」

説く。

何故ならば、事物そのものが無い故に。

何故ならば、業は自性が無い故に生は無く、このように、業の自性が有るならば「業の生とはこれである。」と生も合理となろうが、業の自性が無ければ何が生じるとなろうか。仮に生じるとしても自性としては生じるとならない。自性として生じるとならないものは、業そのものではない。(何故ならば)業の自性が無い故である。その業は不合理である。

言う。「業には、生がまさしく有る。何故かといえば、諸業は無駄に失われ無い故であり、このように世尊も『諸業は失われ無い。』と説かれたので、もし業

<sup>20</sup> 尋香<sup>じんこう</sup>：ガンダルヴァ。妖精。チベット語直訳で「香りを食べる者」。死者の魂を言うこともある。

に生が無ければ、その不失法は何であるとなろうか。そう見るので、業には生が有るのみである。」

説く。生が有るならば、不失法は不合理である。

何故ならば、それは生じていない。  
それは、失うとはならない。 21

世尊は、ただその業は生じていないそれだけの故に、「失われない。」と説かれた。

そうではなく生じるならば、如何様に失うとなろうか。もしなるならば、生者も不死となるものであるが、生者は不死とはならない。そう見るので、業も生じて失われないとはならない。

言う。「吾輩が『業はまさしく刹那滅である故に、滅したとしても不失法によって果が成立するとなる。』と言った時、『業が生じたならば、如何様に失われないとなろうか。』というこれは、何の返答であるか。」

説く。それは、まさしくこれに対する返答である。もし君（の主張）に従って、その業は刹那滅である故に滅したならば、その不失法とは何のものであるうか。拠所が無ければ、不失法は不合理である。このように、業の不失法であれば、その業も滅して無ければ、それは無い故に不失法も無い。そう見るので「滅の不失法」というそれは、矛盾する。

言う。業が滅したとしても、異熟は失われないので過失は無い。

説く。それも不合理である。何故かといえば、ここで望ましい業と望ましくない業の、望ましい果と望ましくない果を行為者が得ることを「異熟」といい、それも今生か、(来世) 生まれてか、他の生においてそれら縁の差別によって経験するとなる。しかし縁に相互関係し、縁に頼るその生じていないものを、不失法が如何様に保持しようか。もしそれがまさしく生じたのであれば、それによって行為者に楽や苦の果を経験させなければならず、そのようであれば、そこに不失法が再度何をしようか。もし生じたとしても、先ずそれが行為者に楽と苦を経験させなければ、それによって「それが生じた。」と知ることになる、その「生じた」の定義とは何であるか。もし、それ(異熟)が生じたとしても行為者に楽と苦を経験させないならば、後にもそれ(異熟)がそれ(行為者)

に何もするとはならず、後に行為者へそれ（苦楽）を送るとなるものも、何ものであるとなろうか。

そう見るので、真如の意味を全く知らずに「不失法」という言葉のみを事物（実在）であるとあからさまに執して、多くの様々な要の無いことを、有るだけ言ったのである。

返答>業が本性として有ることを否定する>本性として有ることに批判を挙げる>恒常であり非所作<sup>21</sup>である背理>

[背理本義]

このように、業とは自性が無いのみであり、何故ならば自性が無い故に生じていないのであるが、何故ならば生じていない故に失われるとならず、それはそのように確実に見たまえ。

そうでなければ、

もし、業に事物そのものが有れば、  
恒常になると疑いは無い。

もし業に自性が有るとなれば、恒常になると疑いは無い。（何故ならば）このように本性とは変化しない故に、他へ変化することは不合理である。それ故に、

業は為したもではなくなる。  
恒常において行為は無い故である。 22

業がまさしく恒常であるならば、まさしく為されていない背理となるだろう。何故かといえば、恒常には行為が無い故であり、このように、変化しない恒常である主体においては、再度の行為は不合理である。為していない恒常の業の果として、如何様に異熟しようか。このように、恒常に変化は不合理である。

恒常であり非所作である背理>それを主張することに批判を述べる> [論書と矛盾する]

もし、業は変化しない恒常であるとしても、その因より起こった果と遭遇すると考えれば。

そう見るとしても、

もし業を為していなければ、  
為していないものとの遭遇を恐れることになる。

<sup>21</sup> 非所作：原因や条件によって作られたのではないもの。

もし、業は為していないなくとも果を生じさせるとなれば、そう見れば、為していない（業の果）に遭遇するので、恐れることになる。このように、その者は不善業を為していないなくとも彼に（不善業の果が）有るのみであるので、然れば望まぬ果が訪れるとなるので、それに対して大きな恐れが起こるとなるだろう。他にも、

梵行に留まるのでない者も、  
そこで過失となる背理となる。 23

業を為していないのであれば、そこで、他にこの大きな過失の背理ともなる。ある者が梵行でない行を為していないなくとも（非梵行が）有る故に、何ものも梵行を行うことに留まるとは不合理となり、ある者が梵行でないことを行っていないなくともその者に梵行は有るのみである故に、再度梵行に留まることは無意味となるので、それ故にも梵行に留まるのではない背理となるだろう。

それを主張することに批判を述べる > [世間での公認と矛盾する]

その如く、

まさしく一切の世俗名称とも、  
反することに疑いは無い。

そのように業が所作<sup>22</sup>でなければ、結果を目的として世俗のものごとを開始する世間人が、農作業や商売や牧畜や、王に仕える等や、その如く論理や技術や芸能を習うことや、それらの教えを伝授すること等、まさしくそれら一切とも矛盾することになるだろう。何故かといえば、為すことと為さないことに、それらの果が訪れる背理となる故である。

他にも、

福德や罪悪を為すという  
分類も合理とはならない。 24

業が非所作であれば、「この者は福德を為す。」「この者は罪悪を為す。」というそれらの分類もまさしく合理とはならない。何故かといえば、為していない善・不善の一切の業も存在する背理になり、それらの果も得られる背理となる故である。

<sup>22</sup> 所作：原因や条件によって作られたもの。

本性として有ることに批判を挙げる > [異熟を無限に引き起こす背理]

また他にも、

それは異熟が熟すとなり、  
再々異熟するとなるだろう。  
もし、何故ならば業が留まる、  
それ故に、自性が有る故に。 25

もし、その業は自性が有るのでもあるが、果が生じたとなるのでもあれば、そう見れば、その異熟は既に熟したとなろうが再々熟すとなるだろう。何故かといえば、何故ならば、業が確実に留まるのであれば、それ故に自性が有ることになる。それは以前に自性が確実に留まるならば、果が生じさせられるとなった如く、現在にも確実に留まるので、それ故に、それによっても、ここで他に果が生じさせられなければならない。

あるいは、確実に留まることは似ていても、「何かによって以前には果が生じさせられるとなったが、ここでは再々生じさせることをしない。」という違いの理由が示されなければならない。

業が本性として有ることを否定する > 本性として有る理由を否定する > [業が本性として有る理由を否定する]

言う。「君は、業は自性が有ることの過失を殊更に挙げることのみを為すにすぎない。このようであれば『業は自性が無い。』とは僅かにも示さない。それ故に、もし何かによって『その業は自性が無い。』と吾輩が信じ得る、『業は自性が無い』と示す何らかの正理が有ると見るなら、それを示したまえ。」

説く。聞きたまえ。

この業は煩惱の我性であり、  
それらの煩惱は正しくあるのではない。  
もし、煩惱が正しくなければ、  
業はそれの、如何様に為したもののか。 26

この「業」というものは、煩惱である因より起こった—このように煩惱を持つ心を具える身体と言葉と意が為すことを「業」という。そう見れば、煩惱である因より起こった、煩惱の本性を持つ、煩惱の我性を持つものであるので、自性として有るのではない。

「それらの煩惱は正しくあるのではない。」

という、とある業の我性であるそれらの煩惱も、正しく有るのではない。「その事物は、正しく一煩惱である事物そのものとして有るのではないので、自性として有るのではない。」という主旨であり、以降でも、

「好ましい、好ましくないという、誤りに依拠して起こるもの。それらは自性より無い。それ故に、煩惱は正しく無い。」<sup>23</sup>

と現れる故である。

もし、ある業の我性であるそれらの煩惱は正しくなく、自性として有るのなければ、ならばこれより何ものの我性であるとなろうか。何故ならば、業は煩惱である因より起こったのであるが、諸煩惱は誤った因より起こったのである故に、「業と煩惱」と言う。

本性として有る理由を否定する> [業と煩惱の二つともが本性として有る理由を否定する]

言う。「業と煩惱は、自性が有るのみである。何故かといえば、それらの果は自性がまさしく有る故である。ここで、業と煩惱は諸々の身体の縁であると示されたが、諸々の身体は自性が有るものなので、それ故に果は自性が有るのである故に、業と煩惱は自性が有るのみである。

説く。

業と煩惱は、  
諸々の身体の縁であると示された。  
もし、業と煩惱は  
それが欠如するなら、身体において如何様に述べようか。 27

ここで君が「業と煩惱は諸々の身体の縁であると示されたが」と言った。果が成立したことによって因は成立すると主張するが、因が成立する他の正理は僅かにも示さない。我々が「身体の因であるその業とそれらの煩惱は縁起生である故に、自性が欠如する。」と示したことによって、「果は因の性質の我性を持つものである」と主張されるものであるので、それ故にもし、身体の因である業と煩惱そのものが欠如し、それらが空であれば、「身体は自性が有る。」ということを如何様に述べようか。「身体は自性がまさしく有る。」という言葉は、全く威嚇するものではないと確かである。

本性として有る理由を否定する> [業が本性として有る他の理由を否定する]

言う。「業とは有るのみである。何故かといえば、業の果を享受する食う者(享

<sup>23</sup> 「好ましい…無い。」:『根本中論』第 23 章 2 偈。

受者) が有る故である。これについて世尊が、それやそれへ、

『無明によって覆われた有情達は、欲望の結縛を持つ』

とも説かれたが、他にも

『もし、お前自身がこの罪惡の業を為したならば、お前自身がその異熟を経験しなければならない。』

とも説かれた故に、

無明によって覆われた、  
欲望を具える者は享受者である。

『無明によって覆われた有情達は、欲望の結縛を持つ』と説かれたことと、『お前自身がその異熟を経験しなければならない。』と説かれたことは、業の果を享受する食う者（享受者）についてであり、それ故に先ず、業の果を享受する食う者（享受者）は合理である。従って、存在しない果も無いが、行為者が無い業も不合理であるので、享受者が有る故に、行為者と業も良く成立したのである。

それも行為者より他ではなく、  
そのものであるそれでもない。 28

ここで、業の果を享受する食う者（享受者）も、その業の行為者より他ではない。(何故ならば)『自らの異熟を経験することになる。』と説かれた故である。他でないものでもない。(何故ならば) 近取が他である故である。そう見れば輪廻も合理であるが、恒常と断滅の過失としての背理ともならない。」

説く。何？君は壁の礎を敷かず雨樋を付けようとするのか？君は行為者と業と果が良く成立していないながら、業の果を享受する食う者（享受者）を成立させている。このように、行為者と業と果そのものが不合理であれば、享受者が合理であろうと何処でなろうか。

如何様にといえば、

何故ならば、この業とは、  
縁より起こったのではなく、  
縁でないものより起こったことも有るのではない。  
それ故に行為者も無い。 29

何故ならば、縁起生を語る者達に、『この業』というものは縁より起こった。」  
 ということはあり得ないが、無因より起こったと言う者達にとっても『この業』  
 というものは無因より起こった。」ということはあり得ない故に、業とは先ず、  
 縁より起こったことも有るのではなく、縁でないものより起こったことも有る  
 のではない。

何故ならば、業は有るのではない故に、業が無い行為者も無い。

もし、業と行為者が無ければ、  
 業より生じた果は何処に有ろうか。  
 もし果が有るのでなければ、  
 享受者を見よ。何処に有ろうか 30

もし考察したならば、業も無いが行為者も無く、それらが無ければ業より生  
 じた果を見よ。有ると何処でなろうか。もし（有ると）なるならば、業より生  
 じた果ではなく、無因より起こった果となるので、それは主張しない。（何故な  
 らば）多くの過失を持つ背理となる故である。ここで仮に果が無ければ、享受  
 者が有ると何処でなろうか。このように、果の享受者になる筈であれば、その  
 果も不合理であり、それが無ければ、それは何の享受者となろうか。

そう見るので、「行為者と業と果と享受者は有る。」ということは、単なる戯  
 言に尽きる。行為者と業と果と享受者が不合理であれば、輪廻が如何様に合理  
 となろうか。

返答> [無本性が行為を為すことを例によって示す]

言う。「何？『行為者と業と果と享受者と諸煩惱は無い。』ということが、非  
 常に確かであるのか？」

説く。何かに依拠し、関係して起こる（縁起生である）ものにおいて、「有る。」  
 や「無い。」という言説が何処で適おうか。

言う。「今ここで、事物が有るとは何であるか。」

説く。事物が有るとは何だ。事物が有ると執することを斥ける為に、例を心  
 に留めたまえ。

斯くも、教示者による変化は、  
 円満な神変によって、

変化し、変化身も他を変化する。  
 その変化も他を変化するように、 31  
 その如く、行為者が或る業を為し、  
 それも変化の様相の如く。  
 例えば変化身による他の変化が  
 変化をなさるが如くである。 32  
 諸々の煩惱や業や身体や、  
 行為者や果は、  
 尋香の都の如くや、  
 逃げ水や夢に似るのである。 33

それ故に、そのように変化することと変化身や、尋香の都や幻や逃げ水や、夢のような業と煩惱と身体や、行為者と果や享受者等について、尽く分別（概念作用）を具える者が確信して言う「有る。」や「無い。」を、如何様に言うことができようか。このように、事物や無事物であると考える一切は、恒常と断滅の過失に引き続いて関係するものであるが、縁起生とは事物や無事物であるとの諸見解より外れたものなので、それ故に、恒常と断滅の見解の過失より尽く解放されたのである。

そう見るので、吾輩の「事物は依拠して名付けられた（縁起生な）のである。」という、堅固な確信を心に留めたまえ。

そう見れば、行為者と業と果と食う者（享受者）と煩惱と身体が示されたもの等も合理であるが、恒常と断滅の過失ともならず、輪廻も成立する。

束縛と解脱が本性として有ることの理由を否定する＞ [章の名を示す]

「業と果を考察する」という第十七章である。